

別表1 《添付書類一覧》

添付書類	添付要件
合併又は営業譲渡契約書	「合併」・「譲渡」による承継の場合のみ必要。
商業登録簿謄本 又は身分証明書	必須。 「法人の方は商業登録簿謄本。個人の方は身分証明書」
委任状	承継者が委任先を設置する場合は必要。ただし、承継者が既に参加資格を有していて、承継前後で登録内容に変更がなければ不要。
経営審査通知書	承継者が「建設工事」の資格を承継する場合に必要。最新のを添付すること。ただし、承継者が既に「建設工事」の参加資格を有していて、業種を承継しない場合は不要。
登録通知書	承継者が「建設コンサルタント業務等」の資格を承継する場合において、業務内容により必要。ただし、承継者が既に「建設コンサルタント業務等」の参加資格を有していて、業種を承継しない場合は不要。 ※別表2 《建設コンサルタント業務等添付書類一覧》参照
技術者証等	承継者が「建設工事」の資格を承継する場合において、本店が茨城町内へ設置する場合に必要。ただし、承継者が既に「建設工事」の参加資格を有していて、承継前後で茨城町内に設置する本店の登録内容に変更がなければ不要。

※「合併又は営業譲渡契約書」「商業登録簿謄本又は身分証明書」「経営審査通知書」「登録通知書」「技術者証等」は写しでも構いません。

別表2 《建設コンサルタント業務等添付書類一覧》

承継業務内容	必要な登録通知書
測量業務	測量法第55条第1項の規定による登録を証する通知書（写し）
建築関係コンサルタント業務	建築士法第23条第1項の規定による登録を証する通知書（写し）
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定に関する法律第22条の規定による登録を証する通知書（写し）
土地家屋調査業務	土地家屋調査士法第8条の規定による登録を証する通知書（写し）
軽量証明業務	計量法第107条の規定による登録を証する通知書（写し）
司法書士業務	司法書士法第8条の規定による登録を証する通知書（写し）
その他	不要